

北九州市監査公表第23号

令和5年11月15日

|          |   |   |   |   |
|----------|---|---|---|---|
| 北九州市監査委員 | 中 | 西 | 満 | 信 |
| 同        | 廣 | 瀬 | 隆 | 明 |
| 同        | 村 | 上 | 幸 | 一 |
| 同        | 奥 | 村 | 直 | 樹 |

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 監査の種類  
定期監査（工事監査）
- 2 措置を講じた局  
建築都市局
- 3 監査の期間  
令和4年12月16日から令和5年5月18日まで
- 4 監査公表の時期  
令和5年7月28日（令和5年監査公表第16号）

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 建築都市局

| 監 査 の 結 果  | 措 置 状 況  |
|--|--|
| <p>ア <u>見積りによる積算について</u><br/>(電気設備課)</p> <p>[43] 折尾東小学校大規模改修電気工事</p> <p>本工事は、八幡西区光明一丁目にある折尾東小学校の大規模改修（建築工事）に関連して電気設備の更新を行う工事である。</p> <p>この工事の積算において、分電盤は製作品のため、見積りを徴取したが、その計上を誤ったため、過小な積算となっていた。</p> <p>工事費の積算は適正に行われたい。</p> | <p>今回の指摘は、業務が多忙な時期に精査作業の一部がおろそかになり、確認が十分でなかったことが原因で生じたものである。</p> <p>今後、同じような精査ミスが起こらないように、以下の対策を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精査時に使用する「精査チェックリスト」の事例欄に今回の指摘事例を追記し、さらに第三者精査者用のチェックボックスを追加して、二重チェックを徹底する。</li> <li>・業務マニュアルの一部を変更して、「精査チェックリスト」を設計書類として添付し、係長が決裁時に同リストにより精査内容を確認する。</li> </ul> <p>令和5年6月20日に事務改善会議を実施し、電気設備課の全職員に対して、違算の原因と内容、改善策について周知を行い、再発防止の徹底を図った。</p> <p>また、建築都市局全職員への周知として、令和5年5月23日に局内全課に対して、再発防止に関する注意喚起の通知を発出した。</p> |

注・・[ ]内の数字は、令和5年監査公表第16号の別表1 本工事抽出一覧表の番号を示す